

教育振興基本計画まとまる

幼児期における教育を推進する

幼児教育の無償化の検討を含む
保護者負担の軽減など盛り込まれる

7月1日、文部科学省がとりまとめた「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

平成18年12月の教育基本法改正を受けて策定されたもので、新聞報道等において文部科学省と財務省との厳しい折衝の様子がたびたび報道されていましたが、このほどようやくその決着が図られました。私学関連の抜粋は、別紙のとおりです。

〔今号は4枚〕

教育振興基本計画～私学関連抜粋～

第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題

(3) 「教育立国」の実現に向けて

以上のような認識の下、改正教育基本法第17条に基づき策定する今回の教育振興基本計画においては、改正教育基本法の理念の実現に向け、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととする。

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

(2) 目指すべき教育投資の方向

教育投資の規模については、教育にどれだけの財源を投じるかは国家としての重要な政策上の選択の一つであることを考える必要がある。とりわけ、資源の乏しい我が国では人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であることを踏まえ、欧米主要国を上回る教育の内容の実現を図る必要がある。

以上を踏まえ、上述した教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である。

この際、歳出・歳入一体改革と整合性を取りながら、真に必要な投資を行うことに留意する必要がある。

あわせて、特に高等教育については、世界最高水準の教育研究環境の実現を念頭に置きつつ、教育投資を確保するとともに、寄附金や受託研究等の企業等の資金も重要な役割を果たしていることから、その一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(2) 施策の基本的方向

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

また、公教育の重要な一翼を担う私立学校については、改正教育基本法第8条で新たに規定が設けられたところであり、私学助成等を通じ、その振興を図る必要がある。

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

<p>基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</p>

⑤ 幼児期における教育を推進する

【施策】

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、小学校就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する

【施策】

◇ 大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援

大学等における教育研究の質を確保し、優れた教育研究が行われるよう、引き続き歳出改革を進めつつ、基盤的経費を確実に措置する。あわせて、人材の育成や大学の教育研究の高度化に資する科学研究費補助金等の競争的資金等の拡充を目指す。その際、科学研究費補助金の間接経費について、30%の措置をできるだけ早期に実現する。

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

③ 私立学校の教育研究を振興する

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしている。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、私立学校の教育研究に対する支援を行う。特に、優れた教育研究に取り組む私立大学に対して重点的に支援を行うことにより、私立学校の教育研究を振興する。あわせて、定員割れとなり、十分な授業料収入等の自己収入を確保できないこと等により、収支のバランスが悪化している学校法人も増加する中で、学校法人の自主的な努力による健全な経営の確保を促す観点から、学校法人に対し、経営に関する指導・助言等の支援を行うとともに、積極的な財務情報等の公開を促す。

【施策】

◇ 私学助成その他の総合的な支援

教育条件の維持向上、私立学校に在学する幼児から学生までに係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成その他の総合的な支援を行う。

その際、私立大学等については、各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援を行い、教育研究活動の活性化を促進する。また、経済的理由から授業料の納付が困難な児童生徒に対して私立の高等学校等が行う授業料減免事業に対する支援を行うとともに、私立の幼稚園が実施する地域における子育て支援活動等に対して支援を行う。私立学校の教育研究施設の耐震化等を支援す

る。

◇ 私立大学における教育研究の振興

世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成への支援，国公私を通じた大学教育改革の支援や，共同利用・共同研究拠点の整備への支援等を行う中で，私立大学における教育研究を振興する。また，競争的資金について間接経費30%の措置をできるだけ早期に実現する。

◇ 学校法人に対する経営支援

学校法人の健全な経営を確保することを目的として，学校法人の自主的な経営改善努力を促すため，経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援を行う。また，各学校法人が財務情報及び入学者数等の情報を積極的に公開するよう促す。

④ 教育機会の均等を確保する

【施策】

◇ 私学助成その他の私立学校に対する支援

私立学校に在学する幼児から学生までに係る修学上の経済的負担を軽減する観点からも，私学助成その他の私立学校に対する支援を行う。その際，経済的理由から授業料の納付が困難な児童生徒に対して，私立の高等学校等が行う授業料減免事業に対する支援を行う。（第3章（3）基本的方向4③◇私学助成その他の総合的な支援の項を参照。）

◇ 民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

企業をはじめとする多様な主体による教育の振興に資する寄附の促進，教育機関の自助努力や教育に関する取組を行う民間団体等の自立的・継続的な活動の支援，家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため，税制上の措置の活用を促すとともに，社会における寄附文化の醸成に向け取り組む。

（4）特に重点的に取り組むべき事項

（3）で述べた今後5年間に取り組むべき施策の中でも，とりわけ以下の事項については，特に重点的な取組を推進する。

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

○ 私立学校の振興

私学助成，国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導など各種の方策により，私立学校の教育研究の振興を図る。

○ 教育への機会の保障

就園奨励費，幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討，就学援助，奨学金，私学助成，税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。